

合併処理浄化槽事業のお知らせ

小野町では合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽事業Q&A

Q 1. 浄化槽ってどんな設備？

A 1. 浄化槽は微生物の働きにより、水をきれいに浄化して放流する設備です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽、し尿と併せて雑排水(台所や風呂場などからの排水)を処理する合併処理浄化槽があります。

現在は法律によって新しい浄化槽を設置する場合は合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

Q 2. 合併処理浄化槽をどうして設置するの？

A 2. 公共水域の水質について、雑排水を未処理で放流すると極めて大きな汚濁の原因となります。きれいな水を維持するため、雑排水が処理できる合併処理浄化槽の設置が必要です。

Q 3. 台所用・トイレ用の洗剤を使用してもいいの？

A 3. 市販の洗剤であれば、ほぼ問題はありません。ただし、中性洗剤を使用し、使用量をできるだけ抑えていただくと、浄化槽への負担が軽くなり、長く使えます。

Q 4. 天ぷらなどの廃油は流してもいいの？

A 4. 浄化槽では処理できませんので、絶対に流さないでください。故障や台所のパイプ詰まりの原因となりますので注意してください。

Q 5. 合併処理浄化槽整備事業ってどんな内容？

A 5.

○住宅・併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上)の場合(市町村設置型浄化槽)

町が浄化槽を設置し、使用料を財源に維持管理を実施します。

■対象 居住用の住宅の浄化槽(50人槽以下)であること(事業用住宅は除く)。

・工事施工前に設置分担金(10人槽までは25万円、11人槽以上は別途)が必要となります。

・使用料は設置した浄化槽の人数により毎月の定額制となります。

・管理の内容は浄化槽の保守点検、清掃(汚泥抜き取り)、法定検査を含みます。

・平成25年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

○事業所・店舗等の場合(個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

■対象 事業所、店舗など事業用の浄化槽(50人槽以下)であること(店舗等併用住宅の場合、居住部分が全体の2分の1未満の浄化槽であること)。

・事前に補助申請をし、事業完了後、補助金を交付します。

・維持管理は、設置者の責任で行わなければなりません。

事業の詳しい内容は、広報「おのまち」5月号をご覧ください。

☎地域整備課

☎72-6936



全国一斉

「子どもの人権110番」

強化週間実施

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、次の日程で、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

なお強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)でも、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じますのでご利用ください。

●期間

6月24日(月)から6月30日(日)まで

●時間

午前8時30分から午後7時まで(平日)
午前10時から午後5時まで(土・日)

●電話番号

☎0120・007・110

☎024・534・1994
福岡地方方法務局人権擁護課